

※入札公告を必ず確認してください。(海老名市ホームページに掲載しています)

入札案件概要書 (一般委託)

契約番号：8628

件名	海老名市市民活動補償制度に関する保険契約
履行場所	海老名市勝瀬 175 番地の 1
期間	令和 8 年 7 月 1 日 ~ 令和 9 年 7 月 1 日
契約の内容等	別紙 仕様書等 のとおり ○複数年契約○入札は期間全体の金額
予定価格	1,435,000 円 (非課税)
最低制限価格	有り (開札後算定型) 詳細は海老名市最低制限価格等取扱基準及び入札説明書等を参照してください。
落札候補者の入札金額が、調査基準価格 (50%) 未満の場合 ※ただし、予定価格 (税込) 100 万円以下の案件は除く。	低入札履行確認調査を実施します。詳細は低入札による履行確認調査取扱基準を参照してください。 契約締結にあたっての制限等 ○ 前払金額の制限 契約金額の 15%以内 (海老名市契約規則により、前払金が適用となる場合に限ります。) ※前払金の上限金額は 5,000 万円以下 ○ 業務主任者及び管理技術者の他案件 (本市入札案件) との兼任不可 契約保証 契約金額の 30%以上に相当する次のいずれかの手続きが必要です。 ※現金納付及び実績による免除はありません。 (ア) 金融機関又は保証事業会社の保証 (イ) 公共工事履行保証証券による保証 (履行ボンド) (ウ) 履行保証保険契約の締結 (定額てん補)
入札方法等	条件付一般競争入札 (電子入札)
質疑 (仕様等に関する事項)	所定の書式により、FAX で受け付けます。 電子入札システムの機能は使用しないでください。

参加条件	営業種目	550 保険業務
	発注区分 区分の詳細は入札公告で確認してください。	第 4 区分 第 1・第 2 区分の入札に初めて参加する場合は、営業実態調査票及び認定書の写しを提出してください。
	その他の要件	○令和 5 年 4 月 1 日以降、地方公共団体が発注した市民活動補償制度に関する保険契約の実績を有すること。 ○引受保険会社または、引受保険会社の取り扱う商品が、次の①から④が行う格付けにおいて、いずれか1つ以上において「A」以上に格付けされていること。 ①株式会社日本格付研究所 ②株式会社格付投資情報センター ③スタンダード・アンド・プアーズ社 ④ムーディーズ社
	落札数制限	なし
配置技術者について	本案件に配置する技術者等は、同じ開札日の他の案件に配置できません。	
事前提出書類 (システム添付)	参加資格確認申請時にファイルを添付してください。 <u>ファイルは一つにまとめてください。</u> ○「履行実績・許認可等調書」(本概要書添付の調書を使用、次の書類を併せて提出) ・履行実績を確認できる書類 (契約書の写し等) ・格付けを証明する書類の写し	

**落札候補者が
提出する書類**
(FAX046-232-6574)

開札後、落札候補者は次の書類をFAXで提出してください。
(落札候補者決定の翌開庁日午前10時まで。詳細は開札後FAXで通知します。)
○委託業務主任者等選任届 及び 資格等 及び3ヵ月以上の雇用を確認できる書類

海老名市市民活動補償制度に関する保険契約仕様書

1 件名

海老名市市民活動補償制度に関する保険契約

2 概要

海老名市市民活動補償制度実施要綱（以下「要綱」という。）のとおりとする。

3 保険契約者

海老名市長 内野 優

4 保険期間

令和8年7月1日午後4時から令和9年7月1日午後4時までとする。

5 補償対象

要綱第4条及び第5条のとおりとする。

※ 全国市長会市民総合賠償補償保険又は他に補償される保険契約が存在するときは、本保険の対象外とする。

6 補償の内容

区 分	種 類	補償限度額等
賠償責任事故 市民活動中に、指導者等の過失により、市民活動参加者（注1）又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該指導者等が法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。	身体賠償(対人)	1人1億円
		1事故3億円
	財物賠償(対物)	1事故500万円
	保管者賠償	1事故300万円

傷害事故 市民活動中に発生した急激、かつ、偶然な外来の事故又は熱中症（熱射病及び日射病をいう。）、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒により、市民活動の指導者等又は参加者（注1）が死亡し、又は負傷し、若しくは発症した事故をいう。	死亡補償金	500万円（1人） 熱中症等は300万円
	後遺障害補償金	500万円（1人） 熱中症等は300万円
	入院補償金	3,000円（1日） 事故の日から180日が限度
	通院補償金	2,000円（1日） 事故の日から180日の間の90日が限度
特定疾病事故	死亡弔慰金	50万円（1人）

注1 実際に公益的（ボランティア）活動を行う者で、見学者、付き添い者を除く。

※ 詳細については必ず、要綱第6条、第7条及び第8条を参照すること。

7 保険料の計算基礎

- (1) 令和8年4月1日現在の人口
142,108人 ※外国人登録者を含む
- (2) 令和8年4月1日現在の市民活動ガイドブック講師登録者
83人

8 保険金請求手続きについて

- (1) 要綱第9条の規定に基づき、海老名市から海老名市市民活動補償制度賠償責任事故報告書（第1号様式）又は海老名市市民活動補償制度傷害事故報告書（第2号様式）の提出を受けた時は、適正に審査を行い、保険金請求の事務を進めること。
- (2) 被補償対象者へ保険金の支払いを行う場合は、海老名市にも保険金支払いの詳細を通知すること。

※ 手続きの流れについては別添資料のとおりに行うこと。

9 保険料の支払いについて

(1) 契約の締結後に速やかに海老名市に請求書を提出すること。その後、契約保険料を支払うものとする。

(2) 支払いは、前金払とする。

10 確定精算について

保険期間満了後の保険料の確定精算は行わないものとする。

11 事故実績

	賠償責任事故	傷害事故	死亡事故	保険金支払総額
平成30年度	1 件	2 件	0 件	72,424円
令和元年度	0 件	1 件	0 件	116,000円
令和2年度	0 件	0 件	0 件	0 円
令和3年度	0 件	0 件	0 件	0 円
令和4年度	0 件	1 件	0 件	907,000円
令和5年度	0 件	1 件	0 件	4,000円
令和6年度	0 件	0 件	0 件	0 円
令和7年度	0 件	0 件	0 件	0 円

12 その他

(1) 受注者は、実務担当者进行を設け、海老名市に対して補償対象の適否について必要なアドバイスを行うこと。

(2) 受注者は、保険金の支払い状況について、被補償対象者及び海老名市から問い合わせがあった場合、随時、対応できるように体制をとること。

(3) 賠償責任事故において、事故の解決のために相手方との交渉が必要な場合、保険会社は協力するものとする。

(4) 法令等を遵守した保険内容であること。

(5) 万が一、要綱と保険契約の条件等に相違があった場合は要綱を優先することとする。

(6) その他必要があると認めるときは、発注者受注者協議の上、決定するものとする。

(7) 引受保険会社または、引受保険会社の取り扱う商品が、次のアからエが行う格付けにおいて、いずれか1つ以上において「A」以上に格付けされていること。

ア 株式会社日本格付研究所

イ 株式会社格付投資情報センター

ウ スタンダード・アンド・プアーズ社

エ ムーディーズ社

(8) 引受保険会社の引受承諾書及び保険約款等の提出について

受注者は、本仕様書及び要綱と保険約款との整合性並びに本制度の円滑実施が図れることを確認するため、次の書類を提出すること。

ア 令和8年度海老名市市民活動補償制度引受に関する届出書

イ 保険の引受に関し使用するすべての保険約款。なお、要綱第4条第1項第3号については、新型コロナウイルス感染症にも対応ができることとし、それを証するため保険約款の条文の該当箇所に赤色の下線を入れること。

令和8年度海老名市市民活動補償制度保険引受に関する届出書

海老名市長 内野 優 殿

引受保険会社

住所

名称

代表者

引受保険会社代理店

住所

名称

代表者

令和8年度海老名市市民活動補償制度について、海老名市が提示した仕様書及び海老名市市民活動補償制度実施要綱の内容を承諾したうえ、保険引受が可能となりますので下記の書類を添えて届出します。

記

1 使用する保険約款

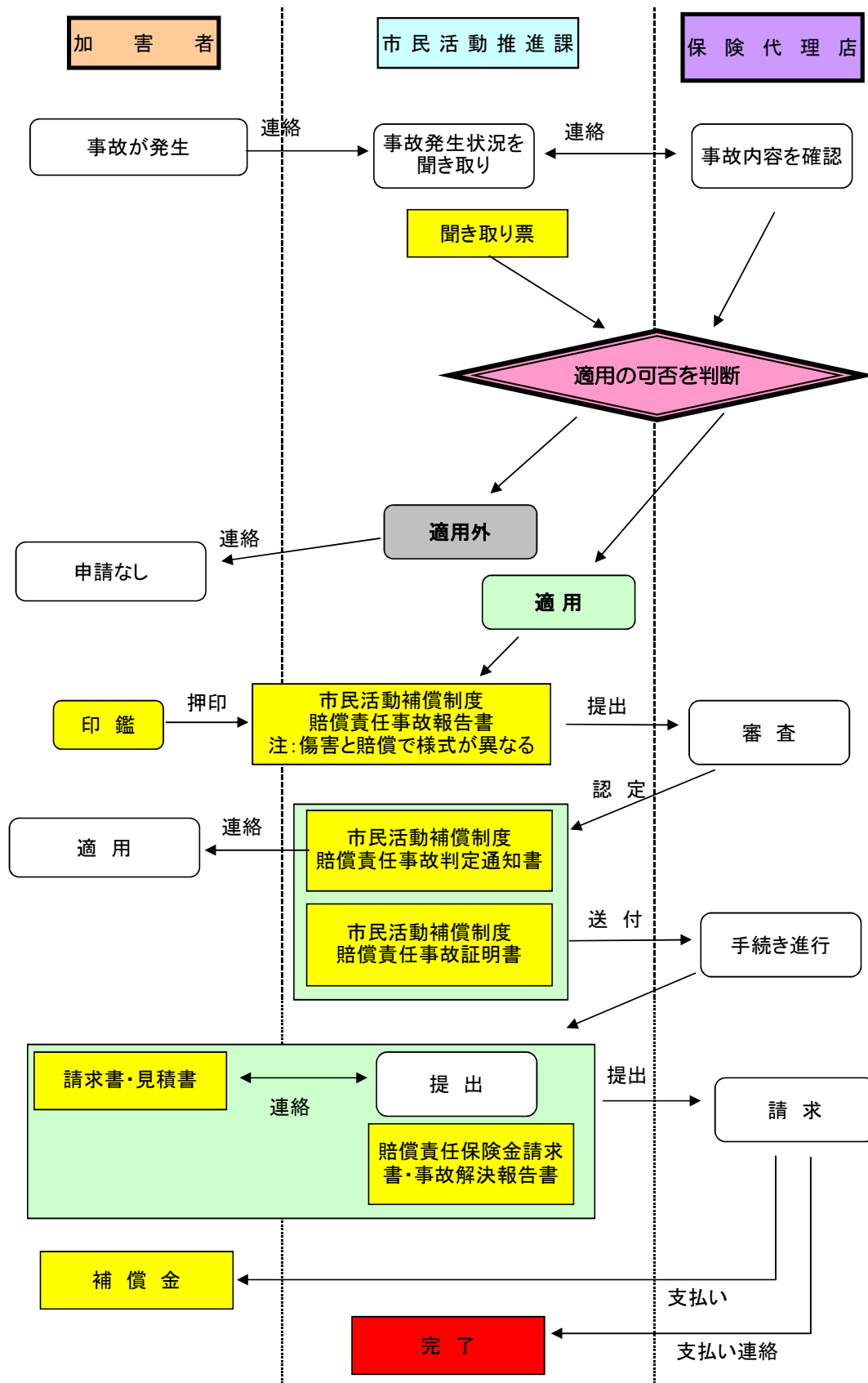
海老名市市民活動補償制度に関する保険契約設計書

契約期間 令和8年7月1日午後4時から令和9年7月1日午後4時まで

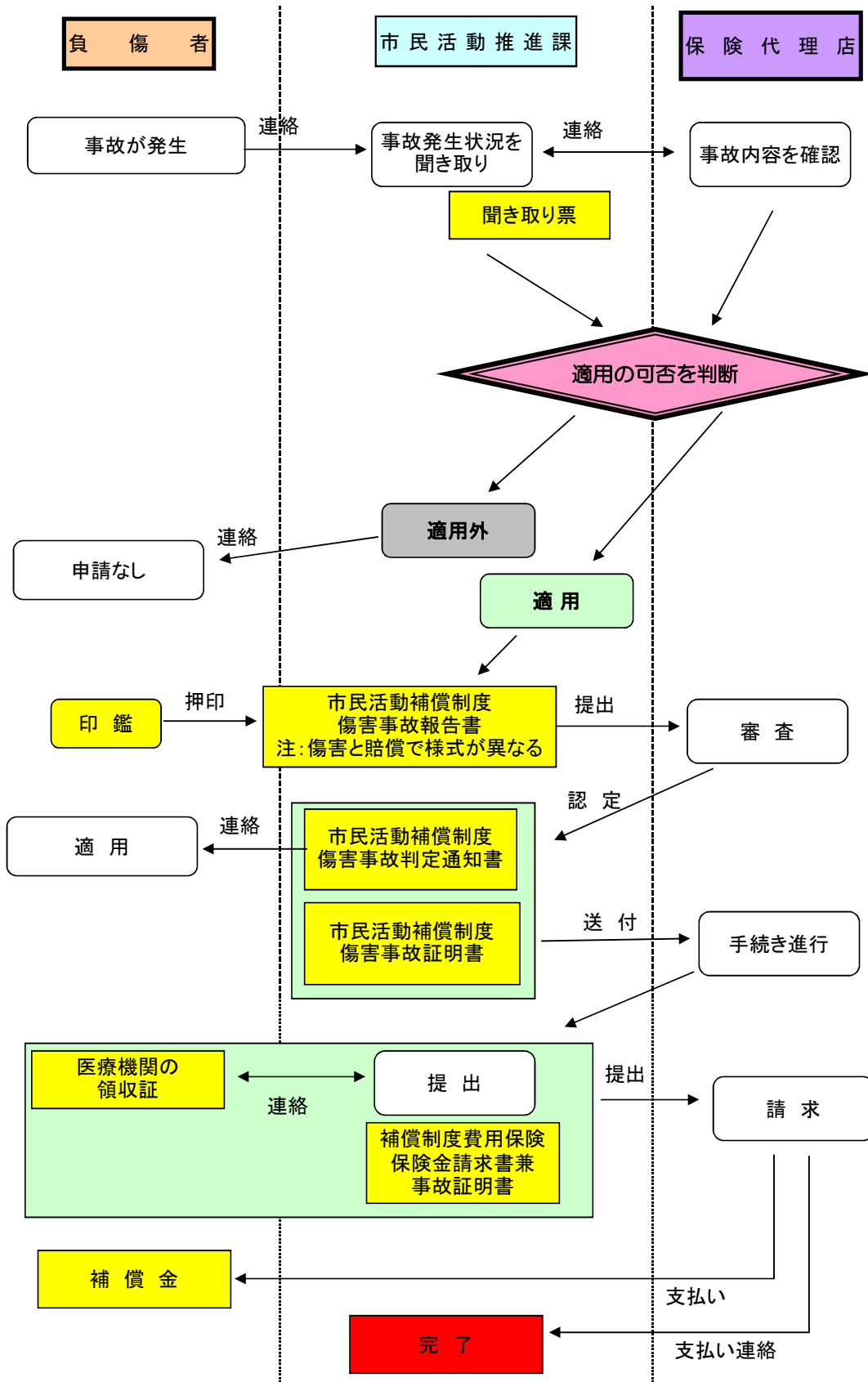
※保険料は非課税扱い

名称	件数	単価(円)	単価合計(円)	備考
海老名市市民活動補償制度に関する保険契約	1式			当該保険契約は、市民活動団体と市民活動ガイドブック講師登録者を保険対象とし、それぞれ賠償責任事故、傷害事故、特定疾病事故に係る補償をします。
		合計		

市民活動補償制度について(賠償責任事故)



市民活動補償制度について(傷害事故)



海老名市市民活動補償制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に活動拠点を置く市民活動団体等が行う市民活動及び市が行う市民活動に類する事業又は活動のうち、市民が参加する市民活動中の事故によって生じた損害について、海老名市市民活動補償制度（以下「制度」という。）をもってこれを補償することに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民 市内に住所のある人、市内で働く人、市内で学ぶ人並びに市内で事業活動及び公益的な活動を行う団体をいう。

(2) 市民活動 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある活動で、次のいずれにも該当しないものをいう。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする活動

(ア) 宗教の教義を広めること。

(イ) 宗教の儀式行事を行うこと。

(ウ) 宗教の信者を教化育成すること。

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(3) 市民活動団体等 前号に規定する市民活動を行うことを主たる目的とするボランティア活動団体、特定非営利活動法人、自治会等の団体及び市の生涯学習ボランティアバンクに登録して市民活動を継続的かつ計画的に行っている者をいう。

(4) 指導者等 市民活動団体において、市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者若しくはこれに準ずる者又は市民活動を実践する者をいう。

(5) 参加者 市民活動に参加する市民をいう。ただし、来場者、スポーツ応援者その他市民活動に直接参加しない市民は除く。

(保険契約)

第3条 市長は、制度を実施するため、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険契約（以下「保険契約」という。）を締結する。

(対象事故)

第4条 制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 賠償責任事故（市民活動中に、指導者等の過失により、市民活動参加者又は第三者の生命、身体又は財物に損害を与え、当該指導者等が法律上の損害賠償責任を負う事故をいう。）
- (2) 傷害事故（市民活動中に発生した急激、かつ、偶然な外来の事故又は熱中症（熱射病及び日射病をいう。）、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒（以下これらを「熱中症等」という。）により、市民活動の指導者等又は参加者が死亡し、又は負傷し、若しくは発症した事故をいう。）
- (3) 特定疾病事故 次のいずれかに該当する場合
 - ア 指導者等又は参加者が、急性心疾患（心筋こうそく、急性心不全等をいう。以下同じ。）又は急性脳疾患（くも膜下出血、脳内出血等をいう。以下同じ。）を原因として、市民活動中に死亡した場合又は市民活動中に発症し、かつ、病院に搬送され、そのまま退院することなく30日以内に死亡した場合
 - イ 指導者等又は参加者が、急性心疾患、急性脳疾患又は熱中症等以外の疾患を、市民活動中に発症し、その後24時間以内に死亡した場合において、当該疾患により死亡したこと及び死亡原因となる疾患名が、医師の診断により明らかにされた場合。ただし、急性アルコール中毒、麻薬中毒その他公序良俗に反する行為により発症したものを除く。

(適用除外)

第5条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる事故については、制度の対象としない。

- (1) 賠償責任事故にあつては、次に掲げる賠償責任
 - ア 指導者等及び参加者の故意により発生した賠償責任
 - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうにより発生した賠償責任
 - ウ 地震、噴火、洪水、津波又は高潮により発生した賠償責任
 - エ 指導者等の同居の親族に対して負担する賠償責任
 - オ 指導者等が占有し、使用し、若しくは管理する車両又は施設外における動物に起因して負担する賠償責任
 - カ 施設の建設、改築、改造、修理等の工事に起因して負担する賠償責任
 - キ 学校管理下における児童、生徒の活動中の事故
 - ク 国外における活動中の事故
- (2) 傷害事故又は特定疾病事故にあつては、次に掲げる事故
 - ア 指導者等又は参加者の故意により発生した事故
 - イ 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうにより発生した事故

- ウ 地震、噴火又はこれらによる津波により発生した事故
- エ 指導者等又は参加者の脳疾患、疾病（熱中症等並びに特定疾病を除く。）又は心神喪失による事故
- オ 指導者等又は参加者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為により発生した事故
- カ 山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険なスポーツ参加時の事故
- キ 指導者等又は参加者の無資格運転又は酒酔い運転により発生した事故
- ク むちうち症又は腰痛で医学的他覚症状のないもの
- ケ 学校管理下における児童、生徒の活動中の事故
- コ 国外における活動中の事故

- (3) 前2号に掲げるもののほか、第3条に規定する保険契約に係る保険約款において免責とされる事故
(賠償責任事故の補償限度額)

第6条 賠償責任事故に係る補償の限度額は、保険会社が認めた費用につき、身体賠償、財物賠償又は保管者賠償それぞれ1事故について、次に掲げる賠償の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 身体賠償 1人につき1億円、1事故につき3億円
- (2) 財物賠償 1事故につき500万円
- (3) 保管者賠償 1事故につき300万円

2 前項の規定にかかわらず、生産物事故にあつては同項第1号及び第2号、保管者賠償事故にあつては同項第3号に定める1事故に係る額を一補償期間中における限度額とする。

(傷害事故に係る補償の額等)

第7条 傷害事故に係る補償の額は、次の各号に掲げる補償の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 死亡補償 指導者等又は市民活動の参加者が傷害事故を原因として、当該事故の日から180日以内に死亡したときは500万円（ただし、熱中症等については300万円）
- (2) 後遺障害補償 指導者等及び市民活動の参加者が傷害事故を原因として、当該事故の日から180日以内に後遺障害を生じたときは一時金で500万円（ただし、熱中症等については300万円）を限度とし、傷害の程度に応じて保険契約に係る保険約款に定める率を乗じた額
- (3) 入院補償 指導者等及び市民活動の参加者が傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力が滅失した場合において、その治療のため入院をした

ときは、入院日数に応じて当該受傷の日から180日を限度として1日につき3,000円

(4) 手術補償 入院補償が支払われる場合に、そのケガの治療のため手術を受けたときは、入院補償日額に手術の種類に応じて保険契約に係る保険約款に定める率を乗じた額

(5) 通院補償 指導者等及び市民活動の参加者が傷害事故を原因として、生活機能又は業務能力が減少した場合において、その治療のため通院したときは、通院日数に応じて当該受傷の日から180日までの間において90日を限度として通院1日につき2,000円

(特定疾病事故に係る補償の額)

第8条 特定疾病事故を直接の原因として死亡した場合における死亡弔慰金の額は、50万円とする。

(事故報告)

第9条 市民活動中に事故が発生した場合、賠償責任事故のときは、指導者等は海老名市市民活動補償制度賠償責任事故報告書(第1号様式)により、傷害事故又は特定疾病事故のときは、指導者又は参加者は海老名市市民活動補償制度傷害事故等報告書(第2号様式)により、速やかに市長に報告しなければならない。

(事故の判定)

第10条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該事故について調査し、市民活動中の事故であるか否かを判定し、その結果を、当該報告をした者に賠償責任事故にあつては海老名市市民活動補償制度賠償責任事故判定通知書(第3号様式)により、傷害事故又は特定疾病事故にあつては海老名市市民活動補償制度傷害事故等判定通知書(第4号様式)により通知するものとする。

2 市長は、当該事故が市民活動中のものであると判定したときは、賠償責任事故にあつては海老名市市民活動補償制度賠償責任事故証明書(第5号様式)により、傷害事故又は特定疾病事故にあつては海老名市市民活動補償制度傷害事故等証明書(第6号様式)により、保険会社に報告するものとする。

3 市長は前項の判定がし難いときは、保険会社に意見を求めるものとする。

4 市長は、第1項の規定による判定について必要と認める場合は、海老名市市民活動推進条例(平成22年条例第8号)第9条に規定する海老名市市民活動推進委員会に諮問し、その答申に基づき当該事故に関する判定を行うものとする。

(請求手続)

第11条 賠償責任事故に係る補償金の請求は、指導者等と被害者との間で法律上の問題が解決した後、指導者等が市を経由し保険会社に対し行うものとする。

2 傷害事故又は特定疾病事故に係る補償金の請求は、死亡補償にあつては当該指導者等及び参加者の法定相続人が、負傷に係る補償にあつては当該指導者等

及び参加者が補償金等請求書に必要な書類を添付し、市長に補償金の給付に必要な手続の請求をするものとする。この場合において、後遺障害補償に係る補償金の請求にあつては当該障害の症状が固定した後に、入院及び手術補償に係る補償金並びに通院補償に係る補償金の請求にあつては、入院又は通院が終了した後に行うものとする。

(支払方法)

第12条 市長は、前条の規定による請求があつたときは、補償金相当分を保険会社に保険金として請求する。

2 保険会社は保険金を支払うときは、指導者等、参加者又は参加者の法定相続人の申請に基づき、市が指定した金融機関の口座に当該保険金を振り込むものとする。

(支払通知)

第13条 保険会社は、前条の規定により当該保険金を支払ったときは、速やかに市長及び補償金請求者に通知するものとする。

(補償金の支給調整)

第14条 市長が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険又は他に補償される保険契約が存在するときは、当該契約を優先して適用し、本制度の対象としない。

(市が実施する事業に関する特例)

第15条 この要綱は、市が実施する市民活動に類する事業又は活動のうち、市民が無報酬（実費弁償を含む。）で参加する場合について適用する。

(庶務)

第16条 制度に関する保険会社との折衝、市民活動団体に係る事務を所管する所属との調整その他の庶務については、市民活動補償制度主管課において処理する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

海老名市市民活動補償制度賠償責任事故報告書

年 月 日

海老名市長 殿

市民活動中に事故が発生しましたので、次のとおり報告いたします。

報告者 団体名／氏名 ----- 住所 ----- 電話 ()	負傷者（死亡者） 住所 〒 — ----- 電話 () ----- (フリガナ) 氏名 -----
事故発生日時 年 月 日 午前 午後 時 分ごろ	生年月日 年 月 日 (歳) ----- 保護者氏名（未成年者の場合） 続柄
事故発生場所	身体傷害の状況 傷病名 -----
当日の指導者等 住所 ----- 氏名 ----- 電話 ()	入院期間 年 月 日～ 年 月 日（延べ 日間） 通院期間 年 月 日～ 年 月 日（延べ 日間）
住所 ----- 氏名 ----- 電話 ()	財物損害の状況 財物名 ----- 所在地 または 所有者住所氏名 ----- 損害額 円 確定・見込み
市民活動の内容（当日の活動をご記入ください） ----- ----- -----	
事故発生状況 ----- ----- -----	

- 添付書類
- 1 団体の概要を把握できる資料
 - 2 事故発生状況等が把握できる資料
 - 3 当日の指導者等参加者の名簿

第2号様式（第9条関係）

海老名市市民活動補償制度傷害事故報告書

年 月 日

海老名市長 殿

市民活動中に事故が発生しましたので、次のとおり報告いたします。

報告者 団体名／氏名 住所 電話 ()	負傷者（死亡者） 住所 〒 - 電話 () (フリガナ) 氏名
事故発生日時 年 月 日 午前 午後 時 分ごろ	生年月日年 月 日 (歳) 保護者氏名（未成年者の場合） 続柄
事故発生場所	遺族代表者 住所 電話 ()
当日の指導者等 住所 氏名 電話 () 住所 氏名 電話 ()	氏名 続柄 身体傷害の状況 傷病名 入院期間 年 月 日～ 年 月 日 (延べ 日間) 通院期間 年 月 日～ 年 月 日 (延べ 日間) 医療機関名 電話 ()
市民活動の内容（当日の活動をご記入ください）	
事故発生状況	

- 添付書類
- 1 団体の概要を把握できる資料
 - 2 事故発生状況等が把握できる資料
 - 3 当日の指導者等参加者の名簿

第3号様式（第10条関係）

海老名市市民活動補償制度賠償責任事故判定通知書

年 月 日

様

海老名市長

下記の賠償責任事故は、市民活動中の事故と（認めます・認めません）。

報告者 団体名／氏名 住所 電話	
事故発生日時	午前 年 月 日 時 分ごろ 午後
事故発生場所	
活動の指導者等 住所 氏名 生年月日 大・昭 年 月 日生 平・令	
被害者 住所 氏名 生年月日 大・昭 年 月 日生 平・令	
財物損害の状況	
市民活動の内容	
事故発生状況	

第4号様式（第10条関係）

海老名市市民活動補償制度傷害事故判定通知書

年 月 日

様

海老名市長

下記の傷害事故は、市民活動中の事故と（認めます・認めません）。

報告者 団体名／氏名 住所 電話
事故発生日時 年 月 日 午前 時 分ごろ 午後
事故発生場所
負傷者（死亡者） 住所 氏名 生年月日 大・昭 年 月 日生 平・令
遺族代表者 住所 氏名 生年月日 大・昭 年 月 日生 平・令
市民活動の内容
事故発生状況

第5号様式（第10条関係）

海老名市市民活動補償制度賠償責任事故証明書

年 月 日

様

海老名市長

下記の賠償責任事故は、市民活動中の事故と認め証明いたします。

報告者 団体名／氏名 住所 電話	
事故発生日時	午前 年 月 日 時 分ごろ 午後
事故発生場所	
活動の指導者等 住所 氏名 生年月日 大・昭 年 月 日生 平・令	
被害者 住所 氏名 生年月日 大・昭 年 月 日生 平・令	
財物損害の状況	
市民活動の内容	
事故発生状況	

第6号様式（第10条関係）

海老名市市民活動補償制度傷害事故証明書

年 月 日

様

海老名市長

下記の傷害事故は、市民活動中の事故と認め証明いたします。

報告者 団体名／氏名 住所 電話
事故発生日時 年 月 日 午前 時 分ごろ 午後
事故発生場所
負傷者（死亡者） 住所 氏名 生年月日 大・昭 年 月 日生 平・令
遺族代表者 住所 氏名 生年月日 大・昭 年 月 日生 平・令
市民活動の内容
事故発生状況

履行実績・許認可等調書

認定番号 _____

商号又は名称 _____

入札案件名	(契約番号 _____)
履行実績・許認可等の要件※入札案件概要書 その他の要件等から転記	

1. 許認可・資格等の概要

(入札参加条件として、許認可・資格・認証等を指定していない場合は記入不要)

許認可等名称	許認可等機関	添付書類
		枚
		枚
		枚

2. 履行実績の概要

(入札参加条件として、履行実績を指定していない場合は記入不要)

契約件名		
発注者		
契約金額		
履行期間		
業務内容ほか		
添付書類	<input type="checkbox"/> 契約書の写し	枚
※入札案件概要書で指定する書類のほか、添付する書類を記載	<input type="checkbox"/>	枚
	<input type="checkbox"/>	枚

※入札案件概要書に記載する条件に該当する参加条件を、案件ごとに記載してください。

※許認可・資格・認証・実績等の記載内容を証明できる書類の写しを添付すること。

※添付書類は、上記記載の順に次ページ以降に添付してください。

※条件に該当する箇所を、明示してください。(コメントの付加、マーカー表示など)

担当者様 _____

連絡先 _____